

# 国庫金振込事務例規集

日本銀行業務局



# 国庫金振込事務例規集の使用にあたって

## 1. 国庫金振込事務例規集の編集区分

国庫金振込事務に関する次の諸規程を収録している。

- ① 国庫金当座振込事務取扱要領
- ② 国家公務員給与振込事務取扱要領（委託国庫送金依頼先金融機関用）

## 2. 国庫金当座振込事務取扱要領等の記載区分等

### (1) 左右ページの記載区分

原則として、次表の区分にしたがい記載している。

| 左のページ   | 右のページ   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 基本的事項</li><li>・ 標準的事項</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 注意事項</li><li>・ 計表の作成例等</li><li>・ 参考図表</li></ul> <p>〔書類名称については適宜略称を使用〕</p> |

- 左ページと右ページとの関連づけは、各ページごとに付けた①②……の連続番号によっている。

## (2) 書式、参考書式の区分

次表の区分にしたがい記載している。

| 書 式                      | 参 考 書 式   |
|--------------------------|---|
| ・ 取扱店が作成するもの<br>(各事務に記載) | ・ 官庁等が作成するもの<br>〔 各取扱要領の末尾に収録。<br>主なものは各事務に例示 〕 |

## (3) 事務のつなぎ方

次のようなつなぎ方をしている。

- 〔例〕 国庫金当座振込事務取扱要領の「2. 送金資金の受入れ」から「5. 証票等の整理保管」へつなぐ場合  
国庫送金依頼書は、後記5.「証票等の整理保管」(当16ページ)へ

## 3. 国庫金振込事務例規集に収録していない事務の取扱い

この例規集に収録していない事務については、すべて日本銀行の本支店に照会のうえ、その指示にしたがって取扱うことにしている。

# 国庫金振込事務例規集

## 目 次

|  | ページ |
|--|-----|
| 1. 国庫金当座振込事務取扱要領 .....                   | 当 1 |
| 2. 国家公務員給与振込事務取扱要領（委託国庫送金依頼先金融機関用） ..... | 給 1 |



## 1. 国庫金当座振込事務取扱要領





# 国庫金当座振込事務取扱要領

昭和 56. 12. 28 国丙第 93 号別冊  
以下累次改正  
(2022. 10. 20業庫第60号まで反映済)

## 目 次

|                         | ページ |
|-------------------------|-----|
| 1. この要領の適用 .....        | 当 2 |
| 2. 送金資金の受入れ .....       | 4   |
| (1) 国庫送金依頼書の確認 .....    | 4   |
| (2) 送金資金の確認 .....       | 4   |
| 3. 振込案内 .....           | 6   |
| 4. 振込案内後の変更等 .....      | 8   |
| (1) 振込不能 .....          | 8   |
| イ. 振込の要項確認 .....        | 8   |
| ロ. 国庫金振込不能報告書の作成等 ..... | 8   |
| (2) 取 消 .....           | 12  |
| イ. 振込の要項確認 .....        | 12  |
| ロ. 取消の通知 .....          | 12  |
| ハ. 送金資金の返れい等 .....      | 12  |
| (3) 振込事項の訂正 .....       | 14  |
| イ. 振込の要項確認等 .....       | 14  |
| ロ. 訂正の通知等 .....         | 16  |
| 5. 証票等の整理保管 .....       | 16  |

## 1. この要領の適用

日本銀行の本支店<sup>①</sup>から依頼を受けた国庫金の当座振込<sup>②</sup>に関する事務を取扱う金融機関（以下「取扱金融機関」という）の店舗（以下「取扱店」という）は、別に定めがある場合<sup>③</sup>を除き、この要領によりその事務を取扱う。

- ① 日本銀行の本支店は、取引先の官庁から国庫金の振込にかかる明細を記録したフロッピーディスク等の電磁的記録媒体の交付を受けた場合には、国庫金振込明細票等の国庫金の振込に関する書類および当該電磁的記録媒体を、一括依頼先金融機関（日本銀行の本支店が国庫金の振込を依頼する場合に、自店と当座勘定取引のある金融機関に対して、その金融機関の店舗を振込先とする明細に加え、他の金融機関の店舗を振込先とする明細を併せて依頼するときの当該自店と当座勘定取引のある金融機関をいう。以下同じ。）に交付し、振込の依頼を行う（注1）。このため、一括依頼先金融機関以外の金融機関には、当該一括依頼先金融機関から内国為替取扱規則にしたがって振込の依頼がなされる（注2）。

（注1）この場合、日本銀行の本支店から交付を受ける国庫金振込明細票等の国庫金の振込に関する書類については、日本銀行業務オンラインを使用せず、電磁的記録媒体とともに交付される。

- （注2）1. 本取扱いが開始される場合には、予め取引先の日本銀行の本支店から当該本支店と当座勘定取引のある金融機関にその旨通知される。
2. 振込先が漁協となっている明細については、日本銀行の本支店は、自店が農林中央金庫と当座勘定取引がある場合には農林中央金庫に振込を依頼し、当座勘定取引がない場合には一括依頼先金融機関に振込を依頼する。

- ② 当座振込とは、国内の金融機関の店舗にある受取人の預貯金口座への振込をいう。

- ③ この要領のほか、別に定めがあるもの

- ・ 国家公務員給与振込事務取扱要領（委託国庫送金依頼先金融機関用）
- ・ 全銀システムにより受信した振込明細データ等による振込事務取扱要領
- ・ 日本銀行の本支店から送付された事務取扱いに関する通知類

## 2. 送金資金の受入れ

日本銀行の本支店から、国庫送金依頼書<sup>①</sup>（参考書式第1号）に国庫金振込明細票等<sup>②</sup>を添えて送金資金の交付を受けたときは、次の取扱いをする。

### （1）国庫送金依頼書の確認

- 件数、金額が国庫金振込明細票等の合計と一致していること。

### （2）送金資金の確認

- 交付を受けた送金資金が国庫送金依頼書<sup>③</sup>に記載されている金額と一致していること。

国庫送金依頼書<sup>④</sup>は、後記5.「証票等の整理保管」（当16ページ）へ

① 【国庫送金依頼書の記載例】

| 国 庫 送 金 依 頼 書                                 |   |         |               |
|---|---|---------|---------------|
|   |   |         | (日付) 3. 7. 14 |
|   | 件 |         | 円             |
|   | 2 | 507,648 |               |
| ただし   |   |         |               |
| 送金分   | 件 |         | 円             |
| 振込分   | 2 | 507,648 |               |
| 上記の金額を貴店当座口へ振り込みましたから、別紙内訳のとおり送金または振込をお願いします。 |   |         |               |
| 〇 〇 信 用 金 庫                                   |   | 日 本 銀 行 | 〇 〇 支 店       |
| 御 中   |   |         |               |

- ・ 国庫金振込明細票等が内訳として添付される。

② 国庫金振込明細票等とは、次表の書類をいう（以下同じ）。

| 国庫金振込明細票等の名称                   | 参考書式番号       | 枚 数            |
|--------------------------------|--------------|----------------|
|                                | 国庫金振込明細票（注2） | 第 2 号          |
| 国庫金振込明細表（注2）                   | 第 2 号の 2     | 連記式（注1）<br>1 〃 |
| 道府県民税及び市町村民税月割額又は退職手当等所得割振込明細票 | 第 3 号        | 1 件につき<br>1 〃  |
| 国庫金振込明細票（国税還付金）（注2）            | 第 5 号        | 1 件につき<br>1 〃  |

（注1） 振込明細の記入1行を1件とする。

（注2） 下部余白に、振込不能報告時に送金資金の返れいを要する旨の注意事項が記載されているものについては、「全銀システムにより受信した振込明細データ等による振込事務取扱要領」により取扱う。

③ 当該国庫送金依頼書が当日（郵送により同依頼書を受領する場合は所要期間経過後）未着の場合は、送金資金の交付を受けた日本銀行本支店に照会する。

④ 自店の伝票等として使用しなかったもの。

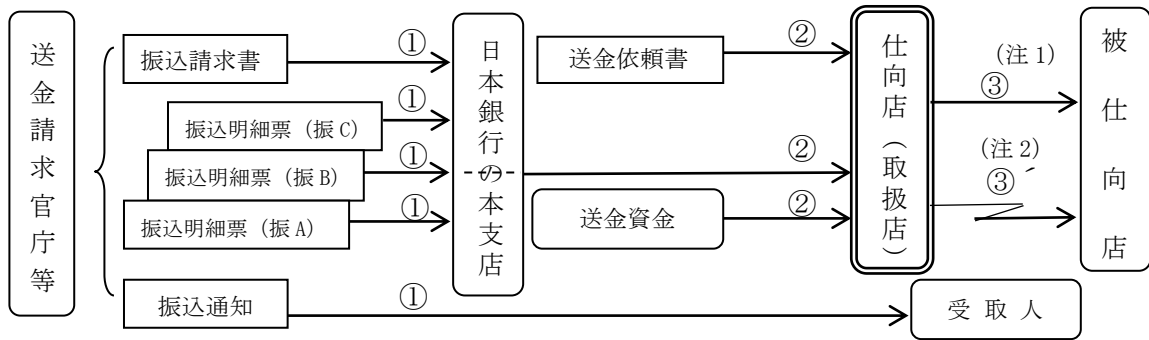
### 3. 振込案内<sup>①</sup>

○ 次の方法により、国庫金振込明細票等<sup>②</sup>に記載されている振込の要項（受取人名、金額等）を、被仕向店（自店を含む。以下同じ）に通知（以下「振込案内」という）する。

- ・ 被仕向店が取扱金融機関の店舗<sup>③</sup>（以下「自行店舗」という）の場合  
…………… 取扱金融機関所定（以下「自行所定」という）の方法
- ・ 被仕向店が他の金融機関の店舗（以下「他行店舗」という）の場合  
…………… 一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク制定の内国為替取扱規則または被仕向先金融機関との間の為替取扱いに関するその他の規則（以下「内国為替取扱規則等」という）に所定の方法

国庫金振込明細票等<sup>④</sup>は、後記5.「証票等の整理保管」（当16ページ）へ

① (参考) 当座振込関係書類等の流れ



(注 1) 被仕向店に国庫金振込明細票等を送付するか、自行の行内オンラインシステム等により振込案内をすることになる。

(注 2) ○は被仕向店が他行店舗の場合。

② 【国庫金振込明細票の記載例】

| 国庫金振込明細票              |                             |    |     |
|-----------------------|-----------------------------|----|-----|
| 令和 7年 2月 3日           |                             |    |     |
| 振込先金融機関名              | 〇〇 <b>銀行</b> 金庫△△ 店         |    |     |
| 預貯金種別                 | 普通・当座・通知・別段                 |    |     |
| 預貯金口座番号               | 1 2 5 6 7                   |    |     |
| 番号                    | 7 8 1                       | 備考 |     |
| 金額                    | ¥ 2 4 0 0 0 0               |    |     |
| (注意) 金額の冒頭には¥記号を記入のこと |                             |    |     |
| 取扱庁名                  | 〇〇労働局                       |    | 振 B |
| 資金の種類別区分              | 令和 6年度<br>厚生労働省所管<br>一般会計歳出 |    |     |
| (受取人氏名)               |                             |    |     |
| 川 口 進 (注)             |                             |    |     |
| (金融機関別合計)             |                             |    | 件   |
|                       |                             |    | 円   |

(注) 受取人氏名欄に住所が記載される場合があるが、そのまま取扱ってよい。以下本明細票の記載例について同様。

③ 取扱金融機関の代理業務として国庫金振込事務を取扱う金融機関（日本銀行と当座勘定取引のない金融機関等）の店舗も含む。

④ 振込案内等を使用しなかったもの。

## 4. 振込案内後の変更等

### (1) 振込不能<sup>①</sup>

被仕向店から、振込不能の通知を受けたときは、次の取扱いをする。

#### イ. 振込の要項確認

- 振込不能の通知を受けた振込の要項（受取人名、金額等）が、これに該当する国庫金振込明細票等と一致していること。

#### ロ. 国庫金振込不能報告書の作成等

- 振込不能の通知と国庫金振込明細票等により、国庫金振込不能報告書<sup>②</sup>を作成する。



① 1. 振込不能とは、次の場合に該当せず、被仕向店において振込むことができないものをいう。

(イ) 国庫金振込明細票等に記載されている下掲の要項と全てが一致する受取人の預貯金口座がある場合

(ロ) 国庫金振込明細票等に記載されている下掲の要項と全てが一致する預貯金口座はないが、被仕向店が相当の注意<sup>(注1)</sup>をもって受取人の預貯金口座を特定した場合

(要 項)

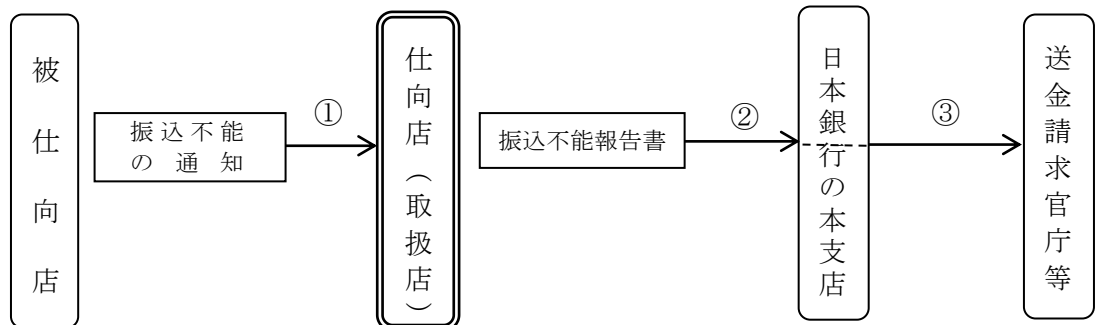
- ・ 受取人氏名<sup>(注2)</sup>
- ・ 預貯金種別
- ・ 振込先金融機関名(店舗名)
- ・ 預貯金口座番号または受取人住所

(注1) 「相当の注意」とは、振込を行う金融機関として業務上要求される注意である。

(注2) 受取人氏名が相違する例としては、清・濁音、表音または音訓による相違のほか、受取人氏名の冒頭の「別口用」等の文字の有無、女性名の末尾の「コ」または「ヨ」の有無等による相違が考えられる(家族名義口座との相違等異名異人口座との相違は、当然に含まれない)。

なお、誤振込を防止するため、同名異人口座、同音異人口座などの預貯金口座について整理しておくとい。

## 2. (参考) 国庫金振込不能報告書等の流れ





② 【国庫金振込不能報告書の作成例】

(書式第2号)

### 国庫金振込不能報告書

御中

(日付) 日本銀行

日本銀行 ○○支店 御中  
(日付) 3.5.13  
(取扱店) ○○信用金庫

振込不能事由 ①. 該当口座なし 2. 該当店舗なし 3. 口座解約 (年 月 日) 4. その他 ( )

#### 国庫金振込明細票等の要項

(明細票日付) 令和3年5月10日

|          |               |      |  |
|----------|---------------|------|--|
| 振込先金融機関名 | ○○ 銀行<br>(金庫) | △△ 店 |  |
| 預貯金種別    | 普通・当座・通知・別段   |      |  |
| 預貯金口座番号  | 23672         |      |  |
| 番号       | 11836         | 備考   |  |

|    |  |        |  |
|----|--|--------|--|
| 金額 |  | ¥7,560 |  |
|----|--|--------|--|

(受取人氏名)

ナカガワトクイチ  
中川 徳一

- ・ 国庫金振込明細票の要項の記入に代え、国庫金振込明細票を複写してもよい。
- ・ 国庫金振込明細表により作成する場合は、受取人氏名のほか国庫金振込明細表に記載されているページ数、左欄外の整理番号を記入する。

---

### 国庫金振込明細票等訂正請求書

御中

(日付) 日本銀行

日本銀行 御中  
(日付)  
(資格、官職、氏名)

下記のとおり訂正して下さい。

【訂正事項 (訂正事項のみ記入)】

|          |             |                   |  |
|----------|-------------|-------------------|--|
| 振込先金融機関名 | 銀行<br>金庫    | 受取人<br>フリガナ<br>氏名 |  |
|          | 店           |                   |  |
| 預貯金種別    | 普通・当座・通知・別段 | 預貯金<br>口座番号       |  |

- 国庫金振込不能報告書を日本銀行の本支店に提出<sup>①</sup>する。
- 振込不能通知書がある場合は、これに処理済の旨および処理日を記入する。

振込不能通知書<sup>②</sup>は、後記 5. 「証票等の整理保管」(当 16 ページ) へ

- ① 1. (注意) 国庫金振込不能報告書の提出もれ、遅延がないようにする。  
なお、振込不能分については、適宜の方法により、その残高を明らかにしておく  
とよい。
2. (参考) 振込不能分の送金資金は、後日、日本銀行の本支店から取消通知書の送付を受  
けたとき(当 12 ページの(2))に返れいすることになる。
- ② 振込不能分の残高確認資料等に使用しなかったもの。

## (2) 取 消<sup>①</sup>

日本銀行の本支店から、振込不能分について取消通知書<sup>②</sup>の送付を受けたときは、次の取扱いをする。

### イ. 振込の要項確認

- 取消通知書に記載されている振込の要項（受取人名、金額等）が、これに該当する国庫金振込明細票等と一致していること。

### ロ. 取消の通知

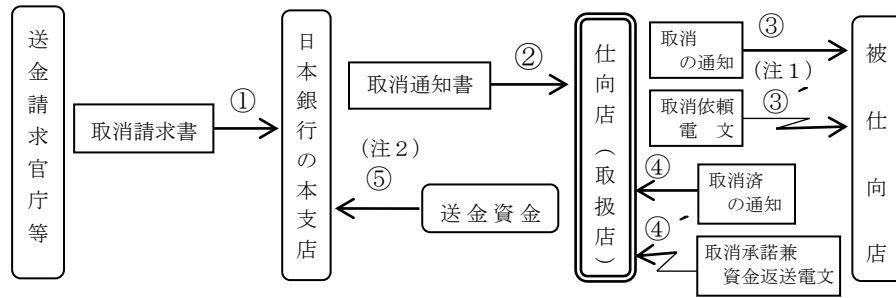
- 次の方法により、被仕向店に取消の通知をする<sup>③</sup>。
  - ・ 被仕向店が自行店舗の場合……自行所定の方法
  - ・ 被仕向店が他行店舗の場合……内国為替取扱規則等所定の方法<sup>④</sup>

### ハ. 送金資金の返れい等<sup>⑤</sup>

- 送金資金を日本銀行の本支店に日本銀行の当座小切手により返れい<sup>⑥</sup>する（注）。  
ただし、仕向店のうち「日本銀行金融ネットワークシステム」（以下「日銀ネット」という）の利用先は、日銀ネットを利用して送金資金を返れいする<sup>⑦</sup>（注）。  
（注） 送金資金は、午後1時まで返れいする。ただし、振込先金融機関がゆうちょ銀行に変更されるに伴う取消等の場合であって、日本銀行の本支店から送付を受けた取消通知書に、送金資金の返れい時限（例：午前中）についての指示があるときは、その指示に従って返れいする。
- 取消通知書に処理済の旨および処理日を記入する<sup>②</sup>。

取消通知書は、後記5.「証票等の整理保管」（当16ページ）へ

① (参考) 取消通知書等の流れ



(注1) ○は被仕向店が他行店舗の場合。

(注2) 日銀ネットを利用して送金資金を返れいしたときは、日銀ネット端末に「当座勘定引落済通知」が出力される。

② 【取消通知書の記載例および処理済の旨等の記入例】

(注)  
国庫送金についての通知

〇〇信用金庫〇〇店 御中  
(日付) 3. 5. 27  
日本銀行〇〇支店

下記国庫送金について  
1. 国庫送金通知書が再発行されました。  
②. 送金を取り消します。  
イ. 国庫送金案内書は当店へお返し下さい。  
ロ. 送金資金はお返し下さい。  
3. 朱記の通り訂正して下さい。  
4.

記

|                       |                |                |
|-----------------------|----------------|----------------|
| 送金 <b>振込</b>          | 番号<br>124      | 日付<br>3. 5. 19 |
| 受取人                   | 住所<br>△△市〇〇町〇〇 |                |
|                       | 氏名<br>坂本 三郎    |                |
| 金額                    | 212,000 円      |                |
| 払渡店または振込先<br>(指定金融機関) | 〇〇信用金庫△△店      |                |
| 預金等種別・口座番号            | 預金等種別<br>普通    | 口座番号<br>32456  |

・国庫送金の要項の記入に代え、国庫送金明細票等を複写してもよい。

処理済 } ← 3. 5. 27

← 送金の要項

← 処理済の旨、処理日

(様式、規格等は適宜)

(注) 取消請求書または訂正請求書\* (官庁作成分) の写等が使用される場合もある。

※ 振込先金融機関がゆうちょ銀行に変更されるもの。

③ 被仕向店から振込不能の通知 (当8ページの(1)) とともに送金資金等の返れいを受けている場合は、取消の通知をしなくてもよい。





- ④ (参考) 内国為替取扱規則所定のテレ為替による場合には、振込取消依頼の電文を発信することになる。

【振込取消依頼の電文例】－被仕向店が他行店舗の場合－

|                                  |                     |                  |                        |     |
|----------------------------------|---------------------|------------------|------------------------|-----|
| 宛先符号・通過番号                        |                     |                  |                        |     |
| 取扱日<br>20040223                  | 通信種目<br>コード<br>8102 | 付加<br>コード<br>000 | 受信銀行・店<br>ヘイセイキン トウキョウ | 自由欄 |
| 金額                               | 発信銀行・店<br>ショウワ ホンテン |                  |                        | 自由欄 |
| 銀行間手数料                           | 番号                  | EDI 情報           | 自由欄                    |     |
| 受取人<br>カキ トウキョウ                  |                     |                  |                        |     |
| 依頼人<br>トウテン 02-16 フリコミ ¥212,000. |                     |                  |                        |     |
| 備考<br>ウケトリニ フ 32443 カワダ イチロウ     |                     |                  |                        |     |
| 備考<br>ライニン タイヨウ ロウトウキジ ユカントクシヨ   |                     |                  |                        |     |
| 発信番号                             | 照会番号                | 自由欄              |                        |     |

- ⑤ 日本銀行から、送金資金の返れいにかかる領収書の交付は行われない。
- ⑥ 被仕向店に送金資金を渡している場合は、その返れいを受けたときとなる。
- ⑦ 日銀ネットを利用して送金資金を返れいしたときは、日銀ネット端末に「当座勘定引落済通知」が出力される。

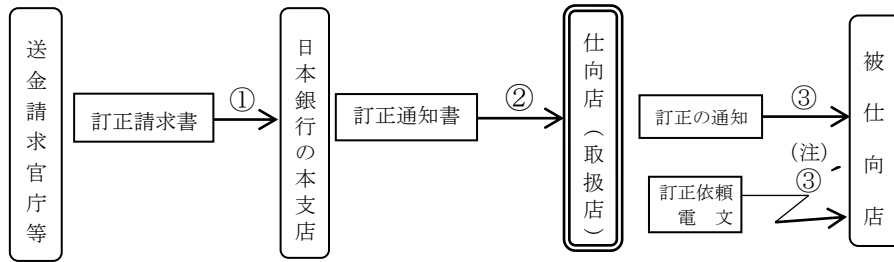
### (3) 振込事項の訂正<sup>①</sup>

日本銀行の本支店から、振込不能分について訂正通知書<sup>②</sup>の送付を受けたときは、次の取扱いをする。

#### イ. 振込の要項確認等

- 訂正通知書に記載されている振込の要項（受取人名、金額等）が、これに該当する国庫金振込明細票等と一致していることを確かめる。

① (参考) 訂正通知書等の流れ



(注) ○は被仕向店が他行店舗の場合。

② 【訂正通知書の記載例および処理済の旨等の記入例】

— 訂正請求書(官庁作成分)の写が使用された場合

### 国庫金振込不能報告書

|  |   |
|--|---|
| ○○公共職業安定所 御中<br>(日付) 3. 5. 13<br>日本銀行 ○○支店 | 日本銀行 ○○支店 御中<br>(日付) 3. 5. 13<br>(取扱店) ○○信用金庫 |
|--|---|

振込不能事由 ①. 該当口座なし 2. 該当店舗なし 3. 口座解約 (年 月 日) 4. その他 ( )

#### 国庫金振込明細票等の要項

(明細票日付) 令和3年5月10日

|          |                 |    |
|----------|-----------------|----|
| 振込先金融機関名 | ○○銀行<br>金庫 ○○支店 |    |
| 預貯金種別    | 普通・当座・通知・別段     |    |
| 預貯金口座番号  | 23672           |    |
| 番号       | 11836           | 備考 |

取扱庁名 ○○公共職業安定所  
  
 (受取人氏名)  
 ナカガワトクイチ  
 中川 徳一

|    |  |        |
|----|--|--------|
| 金額 |  | ¥7,560 |
|----|--|--------|

- ・ 国庫金振込明細票の要項の記入に代え、国庫金振込明細票を複写してもよい。
- ・ 国庫金振込明細表により作成する場合は、受取人氏名のほか国庫金振込明細表に記載されているページ数、左欄外の整理番号を記入する。

---

### 国庫金振込明細票等訂正請求書

|   |  |
|---|--|
| ○○信用金庫 御中<br>(日付) 3. 5. 17<br>日本銀行 ○○支店 | 日本銀行 ○○支店 御中<br>(日付) 3. 5. 17<br>(資格、官職、氏名)<br>資金前渡官吏 ○○公共職業安定所長<br>小山 浩 印 |
|---|--|

下記のとおり訂正して下さい。

【訂正事項(訂正事項のみ記入)】

|          |             |         |       |
|----------|-------------|---------|-------|
| 振込先金融機関名 | 銀行金庫        | 受取人氏名   |       |
| 預貯金種別    | 普通・当座・通知・別段 | 預貯金口座番号 | 32627 |

処理済 3. 5. 17 } → 処理済の旨、処理日

## ロ. 訂正の通知等

(イ) 被仕向店変更の場合

| 区分            | 新被仕向店が自行店舗となる場合  | 新被仕向店が他行店舗となる場合  |
|---------------|--|--|
| 旧被仕向店が自行店舗の場合 | <p>○ 自行所定の方法により、旧被仕向店に取消の通知<sup>①</sup>をし、改めて新被仕向店に振込案内<sup>②</sup>をする。</p> <p>○ 訂正通知書<sup>③</sup>に処理済の旨および処理日を記入<sup>④</sup>する。</p> <p>訂正通知書は、国庫金振込明細票等に添付する。</p>                   | <p>○ 自行所定の方法により、旧被仕向店に取消の通知<sup>①</sup>をし、改めて内国為替取扱規則等所定の方法により、新被仕向店に振込案内<sup>⑤</sup>をする。</p> <p>○ 訂正通知書<sup>③</sup>に処理済の旨および処理日を記入<sup>④</sup>する。</p> <p>訂正通知書は、国庫金振込明細票等に添付する。</p> |
| 旧被仕向店が他行店舗の場合 | <p>○ 内国為替取扱規則等所定の方法により、旧被仕向店に取消の通知<sup>⑥</sup>をし、改めて自行所定の方法により、新被仕向店に振込案内<sup>②</sup>をする。</p> <p>○ 訂正通知書<sup>③</sup>に処理済の旨および処理日を記入<sup>④</sup>する。</p> <p>訂正通知書は、国庫金振込明細票等に添付する。</p> | <p>○ 内国為替取扱規則等所定の方法により、旧被仕向店に取消の通知<sup>⑥</sup>をし、改めて新被仕向店に振込案内<sup>⑤</sup>をする。</p> <p>○ 訂正通知書<sup>③</sup>に処理済の旨および処理日を記入<sup>④</sup>する。</p> <p>訂正通知書は、国庫金振込明細票等に添付する。</p>            |

(ロ) 被仕向店変更以外の場合

- 次の方法により、被仕向店に訂正の通知をする。
    - ・ 被仕向店が自行店舗の場合……自行所定の方法
    - ・ 被仕向店が他行店舗の場合……内国為替取扱規則等所定の方法<sup>⑦</sup>
  - 訂正通知書<sup>③</sup>に処理済の旨および処理日を記入<sup>④</sup>する。
- 訂正通知書は、国庫金振込明細票等に添付する。

## 5. 証票等の整理保管

- 証票等は、適宜整理保管する。

- ① 被仕向店から振込不能の通知（当 8 ページの（1））とともに送金資金等の返れいを受けている場合は、取消の通知をしなくてもよい。
- ②（参考） 新被仕向店に訂正済の国庫金振込明細票等を送付するか、自行の行内オンラインシステム等により振込案内をすることになる。
- ③ 日本銀行の本支店から送付を受けた訂正通知書。
- ④ 訂正通知書への処理済の旨および処理日の記入例は、当 15 ページの②参照。
- ⑤（参考） 全国銀行データ通信システムを利用する場合には、内国為替取扱規則所定のテレ為替または文書為替により、新被仕向店に振込案内をすることになる。
- ⑥（参考） 内国為替取扱規則所定のテレ為替により、旧被仕向店に振込取消依頼の電文を発信する場合。

**【振込取消依頼の電文例】** 一旧被仕向店が他行店舗の場合一

|  |                            |                            |                            |     |
|--|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-----|
| 宛先符号・通過番号                              |                            |                            |                            |     |
| 取扱日<br><b>20040223</b>                 | 通信種目<br>コード<br><b>8102</b> | 付加<br>コード<br><b>000</b>    | 受信銀行・店<br><b>ハセイ トウキョウ</b> | 自由欄 |
| 金額                                     |                            | 発信銀行・店<br><b>シヨウリ ホンテン</b> |                            | 自由欄 |
| 銀行間手数料                                 | 番号                         | EDI 情報                     |                            | 自由欄 |
| 受取人<br><b>カキ トリケシヨウ</b>                |                            |                            |                            |     |
| 依頼人<br><b>トウテン 02-10 フリコミ ¥27,000.</b> |                            |                            |                            |     |
| 備考<br><b>ウケトリニ フ 12568 イカワ マチ</b>      |                            |                            |                            |     |
| 備考<br><b>イライニン タイシヨウ ロウトウキョウ</b>       |                            |                            |                            |     |
| 発信番号                                   |                            | 照会番号                       |                            | 自由欄 |

- ⑦（参考） 内国為替取扱規則所定のテレ為替により、訂正依頼の電文を発信する場合。

**【訂正依頼の電文例】** 一被仕向店が他行店舗の場合一

|   |                            |                            |                            |     |
|---|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-----|
| 宛先符号・通過番号                                   |                            |                            |                            |     |
| 取扱日<br><b>20040223</b>                      | 通信種目<br>コード<br><b>8102</b> | 付加<br>コード<br><b>000</b>    | 受信銀行・店<br><b>ハセイ トウキョウ</b> | 自由欄 |
| 金額  |                            | 発信銀行・店<br><b>シヨウリ ホンテン</b> |                            | 自由欄 |
| 銀行間手数料                                      | 番号                         | EDI 情報                     |                            | 自由欄 |
| 受取人<br><b>カキ テイセイヨウ</b>                     |                            |                            |                            |     |
| 依頼人<br><b>トウテン 02-13 コクフリ ¥27,000.</b>      |                            |                            |                            |     |
| 備考<br><b>ウケトリニ フ 56628 イライニン タイシヨウ ザイムブ</b> |                            |                            |                            |     |
| 備考<br><b>セイウバンゴウ フ 56628</b>                |                            |                            |                            |     |
| 発信番号  |                            | 照会番号                       |                            | 自由欄 |

## 参 考

国庫金当座振込事務取扱要領の参考書式

参 考

国庫金当座振込事務取扱要領の参考書式

目 次

| 参考書式番号 | 参 考 書 式 名 称                        | ページ      |
|--------|------------------------------------|----------|
| 1      | 国庫送金依頼書                            | 当・参考書式 3 |
| 2      | 国庫金振込明細票                           | 4        |
| 2 の 2  | 国庫金振込明細表                           | 4-2      |
| 3      | 道府県民税及び市町村民税月割額又は退職手当等<br>所得割振込明細票 | 5        |
| 4      | (削除)                               | —        |
| 5      | 国庫金振込明細票 (国税還付金)                   | 9        |

|  |   |     |  |     |  |   |  |   |  |  |   |  |  |  |  |
|--|---|-----|--|-----|--|---|--|---|--|--|---|--|--|--|--|
| <h2 style="margin: 0;">国庫送金依頼書</h2>  |   |     |  |     |  |   |  |   |  |  |   |  |  |  |  |
|  |   |     | (日付) _____   |     |  |   |  |   |  |  |   |  |  |  |  |
| <table border="1" style="margin: 0 auto;"><tr><td style="width: 40px; height: 30px; text-align: center;">件</td></tr></table> |   | 件   | <table border="1" style="margin: 0 auto;"><tr><td style="width: 40px; height: 30px;"></td><td style="width: 40px; height: 30px;"></td><td style="width: 40px; height: 30px;"></td><td style="width: 40px; height: 30px; text-align: center;">円</td></tr></table> |     |  |   |  | 円 |  |  |   |  |  |  |  |
| 件  |   |     |  |     |  |   |  |   |  |  |   |  |  |  |  |
|  |   |     | 円  |     |  |   |  |   |  |  |   |  |  |  |  |
| ただし  | <table border="1" style="margin: 0 auto;"><tr><td style="width: 40px; height: 20px; text-align: center;">送金分</td><td style="width: 40px; height: 20px; text-align: center;">件</td></tr><tr><td style="width: 40px; height: 20px; text-align: center;">振込分</td><td style="width: 40px; height: 20px;"></td></tr></table> | 送金分 | 件  | 振込分 |  | <table border="1" style="margin: 0 auto;"><tr><td style="width: 40px; height: 20px;"></td><td style="width: 40px; height: 20px;"></td><td style="width: 40px; height: 20px;"></td><td style="width: 40px; height: 20px; text-align: center;">円</td></tr><tr><td style="width: 40px; height: 20px;"></td><td style="width: 40px; height: 20px;"></td><td style="width: 40px; height: 20px;"></td><td style="width: 40px; height: 20px;"></td></tr></table> |  |   |  |  | 円 |  |  |  |  |
| 送金分  | 件   |     |  |     |  |   |  |   |  |  |   |  |  |  |  |
| 振込分  |   |     |  |     |  |   |  |   |  |  |   |  |  |  |  |
|  |   |     | 円  |     |  |   |  |   |  |  |   |  |  |  |  |
|  |   |     |  |     |  |   |  |   |  |  |   |  |  |  |  |
| <p style="text-align: center;">上記の金額を貴店当座口へ振り込みましたから、別紙内訳のとおり送金または振込をお願いします。</p>   |   |     |  |     |  |   |  |   |  |  |   |  |  |  |  |
| _____ 御 中  |   |     | 日 本 銀 行  |     |  |   |  |   |  |  |   |  |  |  |  |



参考書式第2号

| 国庫金振込明細票                |                   |    |  |
|-------------------------|-------------------|----|--|
| 令和      年      月      日 |                   |    |  |
| 振込先金融機関名                | 銀行<br>金庫<br><br>店 |    |  |
| 預貯金種別                   | 普通・当座・通知・別段       |    |  |
| 預貯金口座番号                 |                   |    |  |
| 番号                      |                   | 備考 |  |
| 金額                      |                   |    |  |

|               |  |
|---------------|--|
| 取扱庁名          |  |
| 資金の種類<br>類別区分 |  |

フリガナ  
(受取人 氏名)

(注意)  
金額の冒頭には〒記号を記入のこと。

国庫金振込明細表

(取扱機関名)

(振込先金融機関名)

| 番号 | 振込先   |       | 預貯金<br>種別 | 口座番号 | (フリガナ)<br>氏名 | 金額<br>円 | 備考 |
|----|-------|-------|-----------|------|--------------|---------|----|
|    | 金融機関名 | 本・支店名 |           |      |              |         |    |
| 1  |       |       | 普通<br>通別  |      | .....        |         |    |
| 2  |       |       | 普通<br>通別  |      | .....        |         |    |
| 3  |       |       | 普通<br>通別  |      | .....        |         |    |
| 4  |       |       | 普通<br>通別  |      | .....        |         |    |
| 5  |       |       | 普通<br>通別  |      | .....        |         |    |
| 6  |       |       | 普通<br>通別  |      | .....        |         |    |
| 7  |       |       | 普通<br>通別  |      | .....        |         |    |
| 8  |       |       | 普通<br>通別  |      | .....        |         |    |
| 9  |       |       | 普通<br>通別  |      | .....        |         |    |
| 10 |       |       | 普通<br>通別  |      | .....        |         |    |
| 11 |       |       | 普通<br>通別  |      | .....        |         |    |
| 12 |       |       | 普通<br>通別  |      | .....        |         |    |
| 13 |       |       | 普通<br>通別  |      | .....        |         |    |
| 14 |       |       | 普通<br>通別  |      | .....        |         |    |
| 15 |       |       | 普通<br>通別  |      | .....        |         |    |
|    |       |       |           |      | 小計           | 件       |    |
|    |       |       |           |      | 合計           | 件       |    |

参考書式第3号

| 道府県民税及び市町村民税 月割額又は<br>退職手当等所得割 振込明細票                    |  |    |  |
|---|--|----|--|
| 令和      年      月      日                                 |  |    |  |
| 指定金融<br>機関名   | 銀行<br>金庫<br><span style="float: right;">店</span> |    |  |
| 令和    年    月分   | 1. 月    割    額<br>2. 退職手当等所得割                    |    |  |
| 給与所得者の異動（有・無）   |  |    |  |
| 番号  |  | 備考 |  |
| 金額  |  |    |  |
| (注意)<br>金額の冒頭には〒記（特別徴収義務者 第      号）<br>指定番号<br>号を記入のこと。 |  |    |  |

(納入先市町村)

|               |  |
|---------------|--|
| 取扱序名          |  |
| 資金の種類<br>類別区分 |  |

参考書式第 4 号 削除

参考書式第 5 号 (国税還付金用)

|                                 |                 |       |      |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---------------------------------|-----------------|-------|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年度<br>国税<br>収納<br>金<br>整理<br>資金 | 振 込 先 金 融 機 関 名 |       |      |   | 税 |   |   |   |   |   |   |   |
|                                 |                 |       |      |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|                                 | 預金種別            |       | 口座番号 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|                                 | 明細票番号           | 発行年月日 | 取扱庁名 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|                                 |                 |       | 税務署  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 国 庫 金 振 込 明 細 票<br>(国税還付金)      |                 |       |      |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 金額                              |                 |       |      |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|                                 | 千               | 百     | 十    | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|                                 | ┆               | ┆     | ┆    | ┆ | ┆ | ┆ | ┆ | ┆ | ┆ | ┆ | ┆ |   |



参 考

国庫金当座振込事務取扱要領の書式一覧

参 考

国庫金当座振込事務取扱要領の書式一覧

| 書式番号      | 書式名称       | 記載のページ |
|-----------|------------|--------|
| 1 (1)、(2) | ( 削 除 )    | —      |
| 2         | 国庫金振込不能報告書 | 9-3    |





## 2. 国家公務員給与振込事務取扱要領

(委託国庫送金依頼先金融機関用)



# 国家公務員給与振込事務取扱要領

(委託国庫送金依頼先金融機関用)

昭和 57. 11. 11 国丙第 66 号別添  
以下累次改正  
(2022. 8. 23業庫第39号まで反映済)

## 目 次

|   | ページ |
|---|-----|
| 1. この要領の適用 .....                        | 給 4 |
| 2. 日本銀行の本支店から依頼を受けた場合（個別依頼先金融機関用） ..... | 6   |
| (1) 削除                                  |     |
| (2) 預金口座の確認等 .....                      | 8   |
| イ. 口座確認書送付書の確認 .....                    | 8   |
| ロ. 預金口座の確認 .....                        | 8   |
| ハ. 口座確認書送付書の送付 .....                    | 10  |
| (3) 振込明細表の受付等 .....                     | 12  |
| イ. 振込明細表送付書の確認 .....                    | 12  |
| ロ. 振込明細表受領書の作成 .....                    | 14  |
| ハ. 振込の事前準備 .....                        | 14  |
| (4) 送金資金の受入れ等 .....                     | 16  |
| イ. 国庫送金依頼書の確認 .....                     | 16  |
| ロ. 送金資金の確認 .....                        | 16  |
| ハ. 振込の手続 .....                          | 18  |

|                          |      |
|--------------------------|------|
| (5) 振込明細表受付後の取消 .....    | 給 20 |
| イ. 振込不能による取消 .....       | 20   |
| (イ) 振込の要項確認 .....        | 20   |
| (ロ) 取消の通知等 .....         | 20   |
| (ハ) 国庫金振込不能報告書の作成等 ..... | 22   |
| ロ. 取消通知による取消 .....       | 24   |
| (イ) 振込の要項確認 .....        | 24   |
| (ロ) 取消の通知等 .....         | 24   |
| ハ. 送金資金の返れい .....        | 26   |
| <br>                     |      |
| (6) 証票等の整理保管 .....       | 26   |

3. 日本銀行の代理店から依頼を受けた場合 (略)

4. 日本銀行の本支店から依頼を受けた場合 (一括依頼先金融機関用) (略)



## 1. この要領の適用

日本銀行の本支店<sup>①</sup>または代理店から依頼を受けた国家公務員の給与振込（以下「給与振込」という）に関する事務を取扱う金融機関の店舗（以下「取扱店」という）は、別に定めがある場合<sup>②</sup>を除き、この要領によりその事務を取扱う。

① 1. 次に掲げる振込明細については、日本銀行の本支店は、一括依頼先金融機関（日本銀行の本支店が国庫金の振込を依頼する場合に、自店と当座勘定取引のある金融機関に対して、その金融機関の店舗を振込先とする明細に加え、他の金融機関の店舗を振込先とする明細を併せて依頼するときの当該自店と当座勘定取引のある金融機関をいう。以下同じ。）に対してその振込の依頼を行う。このため、一括依頼先金融機関以外の金融機関には、当該一括依頼先金融機関から内国為替取扱規則にしたがって振込の依頼がなされる。

- ・ 振込先が、官庁から振込の請求を受ける日本銀行の本支店と当座勘定取引のある金融機関の店舗となっているもの（自行の店舗を振込先とするものを含む。）。ただし、当該日本銀行の本支店が、官庁から給与振込にかかる明細を記録したフロッピーディスク等の電磁的記録媒体の交付を受けた場合に限る<sup>(注)</sup>。

(注) 本取扱いが開始される場合には、予め取引先の日本銀行の本支店から当該本支店と当座勘定取引のある金融機関にその旨通知される。

- ・ 振込先が、官庁から振込の請求を受ける日本銀行の本支店と当座勘定取引のない金融機関の店舗となっているもの。





## 2. 一括依頼先金融機関が電磁的記録媒体の交付を受ける場合の留意事項

- (1) 日本銀行の本支店から交付される電磁的記録媒体は、振込先金融機関における事務の効率化を図るために国庫金の振込に関する書類の補助的な手段として便宜的に交付されるものであること。この場合、振込明細表送付書および国家公務員給与振込明細表については、日本銀行業務オンラインを使用せず、電磁的記録媒体とともに交付される。
- (2) 電磁的記録媒体の記録形式<sup>(注1)</sup>は、一般社団法人全国銀行協会が制定した「給与振込の取扱基準」(昭和62年全事10)、「全銀協3.5インチフロッピー・ディスク基準(MS-DOSタイプ)」(平成11年外事10)または「光ディスク基準」(平成24年事会9)に定める記録形式とし、具体的な記録形式および記録内容の決定は、振込請求官庁と協議する<sup>(注2)</sup>こと。

(注1) 日本銀行の本支店から交付される電磁的記録媒体には、次に掲げる振込明細は記録されない。

1. 振込先が全国銀行内国為替制度に加盟していない金融機関であるもの。
2. 振込先がゆうちょ銀行であるもの。

(注2) 日本銀行の本支店から交付される電磁的記録媒体には、振込請求官庁名、国庫金の種類、順序番号(1/2、2/2等)、電磁的記録媒体の提出日、電磁的記録媒体の正副の別および一括依頼先金融機関名を記載した適宜のラベル(下記作成例参照)が貼付される。

### 【作成例】

|                       |
|-----------------------|
| 国立〇〇研究所—国家公務員給与 (1/1) |
| 提出日 〇. 〇. 〇. 正        |
| 一括依頼先 〇〇銀行 〇〇支店       |

振込請求官庁が作成する電磁的記録媒体が複数となる場合には、それぞれの電磁的記録媒体に順序番号が記載される。

- (3) 電磁的記録媒体の交付を受ける前に、振込請求官庁との間で、当該官庁が作成する電磁的記録媒体を利用して確実に振込事務が行えるかどうかのテストを行うこと。この場合のテストの方法および期間は、振込請求官庁と協議して決定すること。なお、当該テストが完了した場合には、取引先の日本銀行の本支店にテストが完了した旨および電磁的記録媒体の交付を受けて振込を行うことができる日を連絡すること。
- (4) 日本銀行の本支店から電磁的記録媒体の交付を受けた場合には、ただちに当該電磁的記録媒体に記録されている合計件数および合計金額が、電磁的記録媒体とともに交付される総括表(書式適宜)に記載されている件数および金額と一致していることその他必要な事項を確認し、件数または金額の不一致が発見されたときその他電磁的記録媒体を利用できない事情が発生したときは、日本銀行の本支店にその旨連絡すること。

## ② この要領のほか、別に定めがあるもの

- ・ 全銀システムにより受信した振込明細データ等による振込事務取扱要領(全国銀行データ通信システムにより日本銀行本店から送信を受けた給与振込の振込明細データに関する事務取扱いを定めている。)



- ・ 日本銀行の本支店から送付された事務取扱いに関する通知類

## 2. 日本銀行の本支店から依頼を受けた場合（個別依頼先金融機関用）

### （1）削除

### （2）預金口座の確認等

日本銀行の本支店から、口座確認書送付書<sup>①</sup>（参考書式第1号）を添えて預金者の口座等の確認に関する書面（以下「口座確認書」<sup>②</sup>という）の送付を受けたときは、次の取扱いをする。

#### イ. 口座確認書送付書の確認

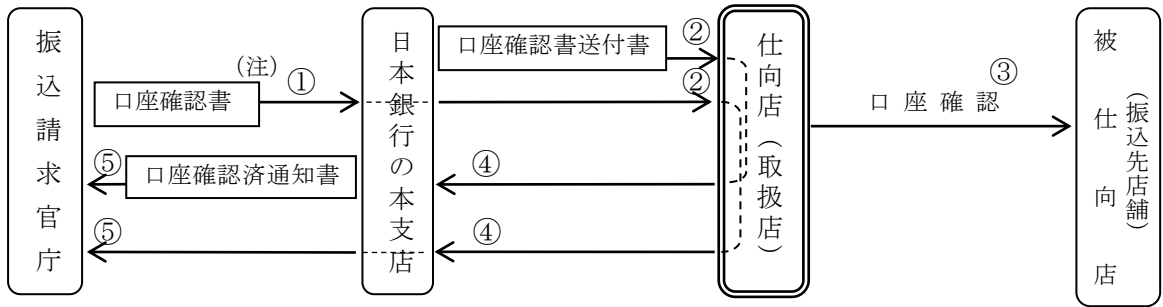
- 口座確認書送付書に記載されている口座確認書枚数が、口座確認書と一致していることを確かめる。
- 口座確認書送付書は、預金口座の確認が終るまで保管する。

#### ロ. 預金口座の確認

- 取扱金融機関所定（以下「自行所定」という）の方法により、口座確認書に記載されている預金口座等<sup>（注）</sup>の確認<sup>③</sup>をし、口座確認書の余白に確認結果を付記<sup>②</sup>する。

（注）預金口座等とは、預金者名（フリガナを含む）、金融機関店舗名、預貯金種別、口座番号等をいう。

① 1. (参考) 口座確認書送付書等の流れ



(注) 口座確認書は、通常、給与の口座振込み申出書の写が使用される。

2. 【口座確認書送付書の記載例】

口座確認書送付書 (給)

|                      |              |              |
|----------------------|--------------|--------------|
| (依頼先金融機関)<br>〇〇銀行〇〇店 | (日付) 3. 5. 7 | 日本銀行<br>〇〇支店 |
|                      | (日付)         |              |

| 口座確認書枚数 | 確 認 結 果         |
|---------|-----------------|
| 枚       | 口座確認ができたもの 枚    |
| 10      | 口座確認ができなかったもの 枚 |

② 【口座確認書の記載例および確認結果の付記例】

—給与の口座振込み申出書の写が使用される場合—

**給与の口座振込み申出書 変更申出** 確認済

(令和3年5月6日申出)

|                            |                                |  |  |
|----------------------------|--------------------------------|--|--|
| (各庁の長) 〇〇裁判所長 殿            |                                | 申出の事由<br>1. 休 職<br>2. 派 遣<br>3. 遠 隔 地<br>④ その他 |  |
| 所 属                        | △ △ 課                          | ( )  |  |
| フリガナ氏名<br>ウエノ タロウ<br>上野 太郎 | 住所<br>〇〇市〇〇町〇〇<br>(電話 12-3456) |  |  |

人事院規則9-7(俸給等の支給)第1条の3の規定に基づき、下記のとおり申し出します。  
変更を申し出

記

|                  |                    |             |             |         |     |   |   |
|------------------|--------------------|-------------|-------------|---------|-----|---|---|
| 振 込 先            | 金融機関<br>店 舗 名      | 〇〇銀行△△店     |             |         |     |   |   |
|                  | 預金種別               | 普通預金 ← 当座預金 |             |         |     |   |   |
|                  | 口座番号               | 1           | 4           | 2       | 5   | 4 | 6 |
| 振 込 額<br>(全部・一部) | 一部振込みの場合の振込みによらない額 | 給 与         | 期 末 勤 勉 手 当 | 追 給 額 等 |     |   |   |
| 振込開始時期           | 3年6月               | 給 与         | 期 末 勤 勉 手 当 | 追 給 額 等 | 摘 要 |   |   |

(注) 該当する事項を○で囲むこと。

取 扱 者 印

確認結果を付記する。  
 口座確認ができたもの…確認済  
 口座確認ができなかったもの…  
 確認不能の事由

預金者名  
 預貯金種別

③ (参考) 振込先店舗に口座確認書を送付する方法により確認することになる。

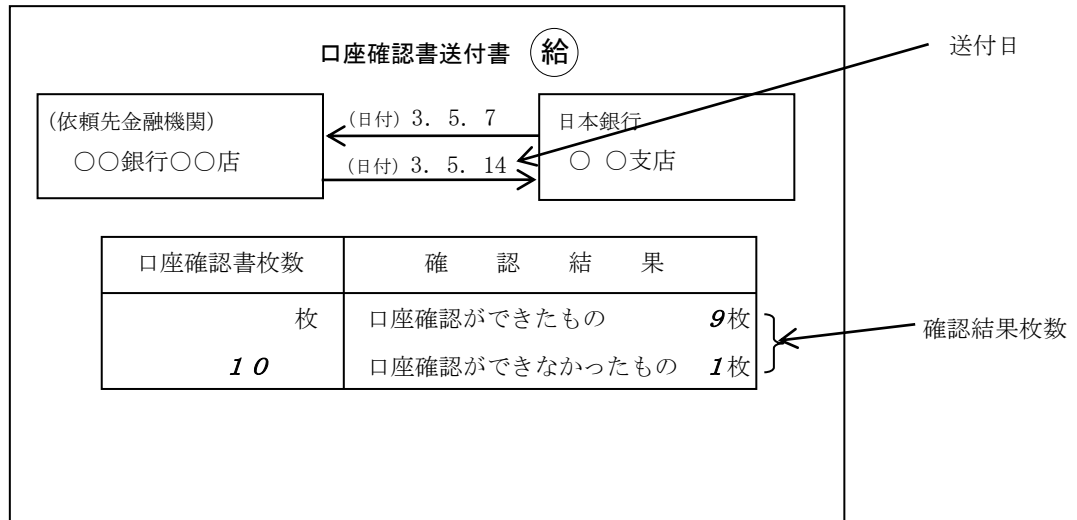
## ハ. 口座確認書送付書の送付

- 確認手続済の口座確認書により、口座確認書送付書（給 8 ページのイ.）に次の事項を記入する。

- ・ 口座確認ができた口座確認書枚数
  - ・ 口座確認ができなかった口座確認書枚数
  - ・ 送 付 日
- } ①

- 口座確認書送付書と口座確認書とを日本銀行の本支店に送付<sup>②</sup>する。

① 【口座確認書送付書への確認結果枚数等の記入例】



② 口座確認書送付書に記載されている日本銀行の本支店の送付日付から2週間以内に返送する。

### (3) 振込明細表の受付等

日本銀行の本支店から、振込指定日の4営業日前の日に振込明細表送付書（参考書式第2号）を添えて国家公務員給与振込明細表<sup>①</sup>（参考書式第3号。以下「振込明細表」という）の交付を受けたときは、次の取扱いをする。

#### イ. 振込明細表送付書の確認

- 明細表枚数、件数、金額が振込明細表の合計と一致していること。

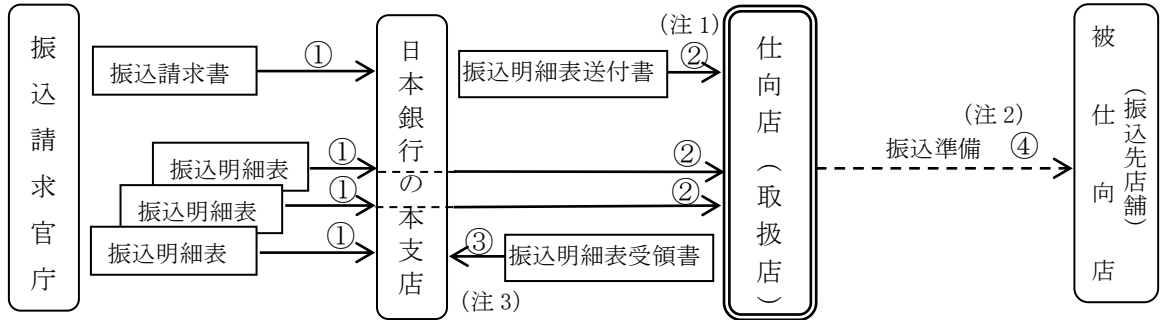
#### 【振込明細表送付書の記載例】

|                            |          |                    |
|----------------------------|----------|--------------------|
| 振込明細表送付書 (給)               |          |                    |
| (日付) 3. 6. 14              |          |                    |
| 明細表 枚<br>1                 | 件<br>9   | 円<br>2 4 3 7 9 8 0 |
| 資金交付日                      | 3. 6. 17 |                    |
| 別紙振込明細表により振込の手続をお取り運び願います。 |          |                    |
| 日本銀行 ○○支店                  |          |                    |
| ○○銀行○○店 御中                 |          |                    |

- ・ 振込指定日の前営業日の日付が記載される。



① 1. (参考) 振込明細表等の流れ



(注 1) 振込指定日の4営業日前の日。

日本銀行業務オンラインにより交付される場合には、振込明細表は1通のみ交付される。  
 なお、送金資金は、振込指定日の前営業日に交付される。

(注 2) 振込指定日に確実に振込ができるよう、自行所定の方法により振込の事前準備（給 14 ページのハ。）をすることになる。

(注 3) 振込明細表が日本銀行業務オンラインにより交付された場合には、提出を要しない。

2. 【国家公務員給与振込明細表の記載例】—振込先金融機関ごとに作成される場合—

| 国家公務員給与振込明細表 |       |           |       |        |        | 1 ページ      |           |  |
|--------------|-------|-----------|-------|--------|--------|------------|-----------|--|
| 振込指定日        |       | 令和3年6月18日 |       |        |        |            |           |  |
| (取扱機関名)      |       | 〇〇裁判所     |       |        |        | (振込先金融機関名) |           |  |
| 〇〇銀行         |       |           |       |        |        |            |           |  |
| 振込先          | 金融機関名 | 本・支店名     | 預貯金種別 | 口座番号   | (フリガナ) | 金額         | 備考        |  |
|              |       |           |       |        | 氏名     |            |           |  |
| 1            |       | △△店       | 普・当   | 142546 | 上野太郎   | 285,342    |           |  |
| 2            |       | ××店       | 普・当   | 154567 | 神田秋男   | 272,435    |           |  |
| 3            |       | 〇〇店       | 普・当   | 166879 | 品川松吉   | 268,675    |           |  |
| 14           |       |           | 普・当   |        |        |            |           |  |
| 15           |       |           | 普・当   |        |        |            |           |  |
|              |       |           |       |        | 小計     | 9件         | 2,437,980 |  |
|              |       |           |       |        | 合計     | 9件         | 2,437,980 |  |

・ 機械作成の振込先、受取人名は、原則としてカナ文字で記載される。

この場合、預貯金種別欄の「普」または「当」は、「フ」または「ト」と記載されることがある。

・ 振込明細表は、原則として振込先金融機関ごとに作成される。この場合、振込先欄の金融機関名は記載されない。



なお、振込明細表が振込先店舗ごとに作成される場合は、振込先金融機関名欄に当該店舗名が記載され、振込先欄は記載されない。

## ロ. 振込明細表受領書の作成

- 振込明細表受領書<sup>(注)</sup>を作成<sup>①</sup>し、これを日本銀行の本支店に送付する。ただし、日本銀行業務オンラインにより振込明細表の交付を受けた場合には、作成・送付を要しない。

(注) 振込明細表送付書に添付されている用紙を使用する。

## ハ. 振込の事前準備

- 自行所定の方法により、振込明細表に記載されている振込指定日に確実に振込ができるよう、振込の事前準備<sup>②</sup>をする。
- 振込明細表送付書と振込明細表（1通）<sup>③</sup>は、日本銀行の本支店から送金資金の交付（給16ページの（4））を受けるまで保管する<sup>④</sup>。

① 【振込明細表受領書の作成例】

(書式第1号)

|  |        |         |          |
|--|--------|---------|----------|
| 振込明細表受領書 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">給</span> |        |         |          |
| (日付) 3. 6. 14  |        |         |          |
| 明細表 枚<br>1   | 件<br>9 | 2       | 437980 円 |
| 上記の振込明細表を受領しました。ついては、振込明細表に従い振込の<br>手続を取り運びます。   |        |         |          |
| 日 本 銀 行  |        |         |          |
| 〇 〇 支 店 御 中  |        | (金融機関名) |          |
| 〇 〇 銀 行 〇 〇 店  |        |         |          |

② (参考) あらかじめ被仕向店 (自店を含む。以下同じ) に振込明細表 (店舗ごとに作成されている場合) または自行所定の給与振込票を送付するか、自行の行内オンラインシステム等により給与振込の要項 (振込指定日、受取人名、預貯金種別、口座番号、金額等) を通知することになる。

③ 振込明細表2通の交付を受けた場合において、そのうち1通は、他の事務に使用しないときは適宜廃棄してよい。

④ (参考) 送金資金の受入前であっても次の場合は、すみやかにそれぞれの取扱いをすることになる。

- ・ 被仕向店から振込不能の通知を受けた場合 (給 20 ページのイ. 参照)
- ・ 日本銀行の本支店から取消通知書の交付を受けた場合 (給 24 ページのロ. 参照)

#### **(4) 送金資金の受入れ等**

日本銀行の本支店から、振込明細表送付書（給 14 ページのハ.）に記載されている資金交付日に国庫送金依頼書<sup>①</sup>（参考書式第 4 号）を添えて送金資金の交付を受けたときは、次の取扱いをする。

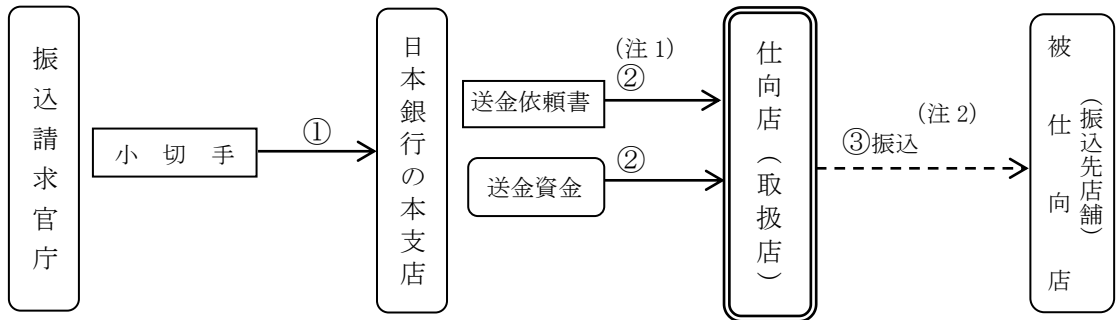
##### **イ. 国庫送金依頼書の確認**

- 次の記載事項が振込明細表送付書と一致していること。
  - ・ 振込明細表送付日
  - ・ 件数、金額<sup>②</sup>

##### **ロ. 送金資金の確認**

- 交付を受けた送金資金が国庫送金依頼書に記載されている金額と一致していること。

① 1. (参考) 国庫送金依頼書等の流れ



(注1) 振込指定日の前営業日。

(注2) 振込指定日に確実に振込が行われるよう振込の手続をする。

2. 【国庫送金依頼書の記載例】

|   |                 |                    |
|---|-----------------|--------------------|
| 国庫送金依頼書 (給)                                       |                 | (日付) 3. 6. 17      |
| 件<br>8  | 2 1 8 2 8 2 0 円 |                    |
| 振込明細表送付日  | 3. 6. 14        | 取消分<br>1件 255,160円 |
| 上記の金額を貴店当座口へ振り込みましたので、さきに送付済みの振込明細表のとおり振込をお願いします。 |                 |                    |
| 〇〇銀行〇〇店 御中  |                 | 日本銀行〇〇支店           |

② 送金資金の受入前に振込を取消したものがあある場合 (給 20 ページのイ. または給 24 ページのロ.) は、振込明細表送付書に記載されている件数、金額から取消分 (注) を控除して照合する。

(注) 取消分の件数、金額は、国庫送金依頼書の余白に付記されている。

## ハ. 振込の手続

- 自行所定の方法により、振込明細表（給 14 ページのハ.）に記載されている振込指定日に確実に振込が行われるよう振込の手続をする<sup>①</sup>。

国庫送金依頼書<sup>②</sup>  
振込明細表送付書  
振込明細表（1通）

は、後記（6）「証票等の整理保管」  
（給 26 ページ）へ



- ①（注意） 振込指定日の営業開始時刻以降に支払に応じられるよう受取人口座への入金処理をする。
  
- ② 自店の伝票等として使用しなかったもの。

## (5) 振込明細表受付後の取消

### イ. 振込不能による取消

被仕向店から、振込指定日までに振込不能<sup>①</sup>の通知を受けたときは、すみやかに次の取扱いをする。

#### (イ) 振込の要項確認

- 振込不能の通知を受けた振込の要項（受取人名、金額等）が、これに該当する振込明細表と一致していること。

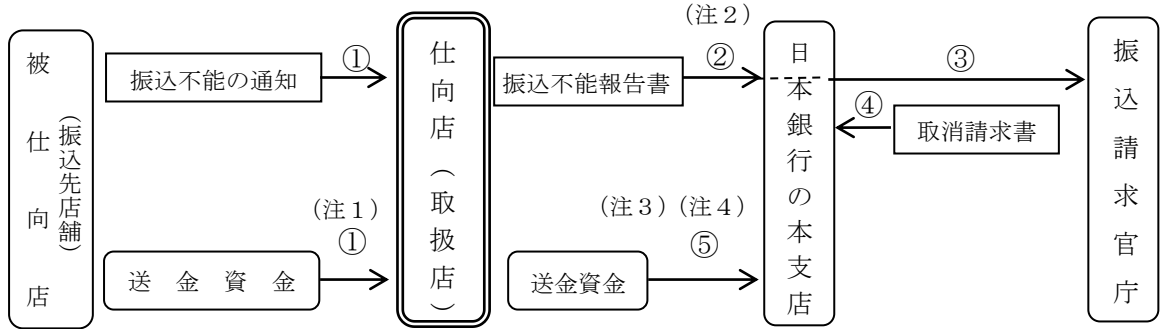
#### (ロ) 取消の通知等

- 自行所定の方法により、被仕向店に取消の通知をし、振込を取消す<sup>②</sup>。
- 振込明細表に取消の旨および処理日を記入<sup>③</sup>する。

① 1. 振込不能とは、振込明細表に記載されている次の事項が受取人口座と一致しないものをいう。

- ・ 振込先金融機関店舗名
- ・ 口座番号
- ・ 預貯金種別
- ・ 受取人名

2. (参考) 国庫金振込不能報告書等の流れ—送金資金受入後の場合—



(注1) 被仕向店に送金資金を渡している場合。

(注2) 振込不能報告書の提出時限までに提出する (給 22 ページの (ハ) 参照)。

(注3) 送金資金は、振込指定日の午後 3 時までには返れいする (給 26 ページのハ、参照)。

(注4) 「日本銀行金融ネットワークシステム」 (以下「日銀ネット」という) を利用して送金資金を返れいしたときは、日銀ネット端末に「当座勘定引落済通知」が出力される。

② (参考) 被仕向店に送金資金を渡している場合は、その返れいを受けることになる。

③ 【振込明細表への取消の旨等の記入例】

| 国家公務員給与振込明細表 |       |           |       |        |            |           | 1 ページ |        |
|--------------|-------|-----------|-------|--------|------------|-----------|-------|--------|
| 振込指定日        |       | 令和3年6月18日 |       |        |            |           |       |        |
| (取扱機関名)      |       | 〇〇 裁判所    |       |        | (振込先金融機関名) |           |       | 〇〇 銀行  |
| 振込先          | 金融機関名 | 本・支店名     | 預貯金種別 | 口座番号   | (フリガナ)氏名   | 金額        | 備考    |        |
|              |       |           |       |        |            |           | 円     |        |
| 1            |       | △△店       | 普・当   | 142546 | 上野太郎       | 285,342   |       |        |
| 2            |       | ××店       | 普・当   | 154567 | 神田秋男       | 272,435   | 取消    | 3.6.18 |
| 3            |       | 〇〇店       | 普・当   | 166879 | 品川松吉       | 268,675   |       |        |
| ~~~~~        |       |           |       |        |            |           |       |        |
| 14           |       |           | 普・当   |        |            |           |       |        |
| 15           |       |           | 普・当   |        |            |           |       |        |
| 小計           |       |           |       |        | 9件         | 2,437,980 |       |        |
| 合計           |       |           |       |        | 9件         | 2,437,980 |       |        |

(ハ) 国庫金振込不能報告書の作成等

- 振込不能の通知と振込明細表により、国庫金振込不能報告書<sup>①</sup>を作成する。
- 国庫金振込不能報告書を日本銀行の本支店に振込指定日の正午までに提出<sup>②</sup>する。
- 振込不能通知書がある場合は、これに処理済の旨および処理日を記入する。
- 振込不能分について、日本銀行の本支店から送金資金の交付を受けている場合は、後記ハ、「送金資金の返れい」（給 26 ページ）の取扱い<sup>③</sup>をする。

振込不能通知書は、後記（6）「証票等の整理保管」（給 26 ページ）へ

① 【国庫金振込不能報告書の作成例】

(書式第3号)

国庫金振込不能報告書 (給)

|              |    |   |
|--------------|----|---|
| (日付)<br>日本銀行 | 御中 | 日本銀行〇〇支店 御中<br>(日付) 3. 6. 18<br>(取扱店) 〇〇銀行〇〇店 |
|--------------|----|---|

下記の国庫金は振込不能となり、当該振込みを取消しましたので報告します。

|           |          |        |            |
|-----------|----------|--------|------------|
| 国庫送金依頼書日付 | 3. 6. 17 | (振込指定日 | 3. 6. 18 ) |
| 振込請求官庁名   | 〇〇裁判所    |        |            |
| 給与振込明細表   | ページ 1    | 番号     | 2          |
| 振込先       | 金融機関店舗名  | 預貯金種別  | 口座番号       |
|           | ××店      | 普 当    | 154567     |
| 受取人名      | 神田秋男     |        |            |
| 金額        | 272,435  |        |            |
| 振込不能事由    | 口座解約     |        |            |

日本銀行記入欄

- ・ 給与振込明細表の番号欄には、振込明細表の左欄外の整理番号を記入する。
- ・ 預貯金種別欄の「普」、「当」は、いずれか該当する方を○で囲む。

② (注意) 国家公務員給与の振込不能分については、日本銀行の本支店から振込請求官庁に対して、すみやかに通知をする必要があるため、国庫金振込不能報告書の提出もれ、遅延がないようにする。

③ (参考) 送金資金を振込指定日の午後3時まで日本銀行の本支店に返れいすることになる。

## ロ. 取消通知による取消

日本銀行の本支店から、取消通知書<sup>①</sup>の交付を受けたときは、すみやかに次の取扱いをする。

### (イ) 振込の要項確認

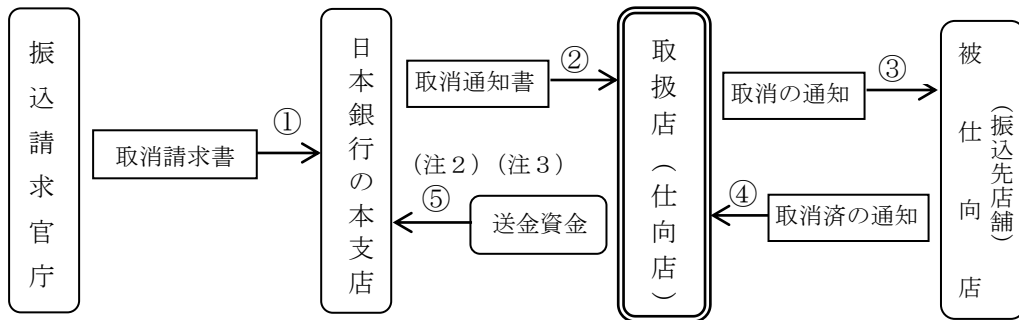
- 取消通知書に記載されている振込の要項（受取人名、金額等）が、これに該当する振込明細表と一致していること。

### (ロ) 取消の通知等

- 自行所定の方法により、被仕向店に取消の通知<sup>②</sup>をし、振込を取消す。
- 振込明細表に取消の旨および処理日を記入<sup>③</sup>する。
- 取消通知書による取消分について、日本銀行の本支店から送金資金の交付を受けている場合は、後記ハ.「送金資金の返れい」（給 26 ページ）の取扱い<sup>④</sup>をする。
- 取消通知書に処理済の旨および処理日を記入<sup>①</sup>する。

取消通知書は、後記（6）「証票等の整理保管」（給 26 ページ）へ

① 1. (参考) 取消通知書等の流れ—送金資金受入後(注1)の場合—



(注1) 取消通知書は、日本銀行の本支店から送金資金の受入前であっても交付されることがある。

(注2) 送金資金は、振込指定日の午後3時までには返れいする(給26ページのハ、参照)。

(注3) 日銀ネットを利用して送金資金を返れいしたときは、日銀ネット端末に「当座勘定引落済通知」が出力される。

2. 【取消通知書の記載例および処理済の旨等の記入例】—送金資金受入後の場合—

(注)

**国庫送金についての通知**

右の国庫送金について

1. 国庫金送金通知書が再発行されました。
2. 送金を取り消します。
  - イ. 国庫金送金案内書は当店へお返してください。
  - ロ. 送金資金はお返してください。
3. 朱書のとおり訂正してください。
- 4.

|                       |                    |                      |
|-----------------------|--------------------|----------------------|
| 送金通知書または送金明細票         | 番号<br>1ページ6        | 日付<br>3. 1. 18       |
| 受取人<br>(納入先)          | 住所                 |                      |
|                       | 氏名                 | 大崎 橋夫                |
| 金額                    | 253                | 142 円                |
| 払渡店または振込先<br>(指定金融機関) | 店舗名<br>〇〇銀行<br>△△店 | 預金等種別<br>普<br>141579 |

(日付) 3. 1. 15  
日本銀行 〇〇支店

処理済 } 3. 1. 18

(様式、規格等は適宜)

(注) 取消請求書(官庁作成分)の写が使用される場合もある。

② (参考) 被仕向店に送金資金を渡している場合は、その返れいを受けることになる。

③ 振込明細表への取消の旨および処理日の記入例は、給21ページの③参照。

④ (参考) 送金資金を振込指定日の午後3時までには日本銀行の本支店に返れいすることになる。

## ハ. 送金資金の返れい<sup>①</sup>

振込不能による取消分（給 20 ページのイ.）または取消通知による取消分（給 24 ページのロ.）のうち、日本銀行の本支店から送金資金の交付を受けているものについて、次の取扱いをする。

| 区 分                                  | 取 扱 方 法   |
|--------------------------------------|---|
| 振込指定日まで <sup>②</sup> に送金資金の返れいができる場合 | <p>○ 送金資金をすみやかに日本銀行の本支店に日本銀行の当座小切手により返れいする（注）。</p> <p>ただし、仕向店のうち日銀ネットの利用先は、日銀ネットを利用して送金資金を日本銀行の本支店に返れいする<sup>③</sup>（注）。</p> <p>（注）送金資金の返れいは、振込指定日の午後 3 時までに行う。</p>   |
| 振込指定日までに送金資金の返れいができない場合 <sup>④</sup> | <p>○ 送金資金の返れいできない旨およびその理由を、すみやかに電話により日本銀行の本支店に連絡する。</p> <p>○ 送金資金の返れいが可能となったときに、これを日本銀行の本支店に日本銀行の当座小切手により返れいする（注）。</p> <p>ただし、仕向店のうち日銀ネットの利用先は、日銀ネットを利用して送金資金を日本銀行の本支店に返れいする<sup>③</sup>（注）。</p> <p>（注）送金資金の返れいは、午後 3 時までに行う。</p> |

### （6）証票等の整理保管

- 証票等は、適宜整理保管する。

### 3. 日本銀行の代理店から依頼を受けた場合

（略）

### 4. 日本銀行の本支店から依頼を受けた場合（一括依頼先金融機関用）

（略）



- ① 日本銀行から、送金資金の返れいにかかる領収書の交付は行われぬ。
- ② 振込指定日までとは、振込指定日の午後3時までをいう。
- ③ 日銀ネットを利用して送金資金を返れいしたときは、日銀ネット端末に「当座勘定引落済通知」が出力される。
- ④ 振込指定日までに送金資金の返れいできない場合とは、次のような、やむを得ない理由がある場合をいう。
- ・ 通信障害等のため被仕向店から振込指定日までに送金資金の返れいを受けることができない場合
  - ・ 取扱店（仕向店）が日本銀行の本支店の所在地外にあるため、日本銀行の当座小切手を振込指定日までに提出できない場合

参 考

国家公務員給与振込事務取扱要領の参考書式

参 考

国家公務員給与振込事務取扱要領の参考書式

目 次

| 参考書式番号 | 参 考 書 式 名 称  | ページ      |
|--------|--------------|----------|
| 1      | 口座確認書送付書     | 給・参考書式 3 |
| 2      | 振込明細表送付書     | 3        |
| 3      | 国家公務員給与振込明細表 | 4        |
| 4      | 国庫送金依頼書      | 5        |

参考書式第 1 号

口座確認書送付書 ③

|                          |       |           |
|--------------------------|-------|-----------|
| (依頼先金融機関)<br>銀行(金庫)<br>店 |       | 日本銀行<br>店 |
|                          | ←(日付) |           |
|                          | (日付)→ |           |

| 口座確認書枚数 | 確認結果   |
|---------|--|
| 枚       |  |
|         | 口座確認ができたもの <span style="float: right;">枚</span>    |
|         | 口座確認ができなかったもの <span style="float: right;">枚</span> |

参考書式第 2 号

振込明細表送付書 ③

(日付).....

|       |   |   |
|-------|---|---|
| 明細表 枚 | 件 | 円 |
|-------|---|---|

|       |  |
|-------|--|
| 資金交付日 |  |
|-------|--|

別紙振込明細表により振込の手続をお取り運び願います。

日本銀行

\_\_\_\_\_ 御 中

国家公務員給与振込明細表

振込指定日 令和 年 月 日

(取扱機関名)

(振込先金融機関名)

| 振込先     |       | 預貯金種別   | 口座番号    | (フリガナ)<br>氏名 | 金額<br>円 | 備考 |
|---------|-------|---------|---------|--------------|---------|----|
| 金融機関名   | 本・支店名 |         |         |              |         |    |
| 1       |       | 普・当     |         |              |         |    |
| 2       |       | 普・当     |         |              |         |    |
| 3       |       | 普・当     |         |              |         |    |
| 4       |       | 普・当     |         |              |         |    |
| 5       |       | 普・当     |         |              |         |    |
| 6       |       | 普・当     |         |              |         |    |
| 7       |       | 普・当     |         |              |         |    |
| 8       |       | 普・当     |         |              |         |    |
| 9       |       | 普・当     |         |              |         |    |
| 10      |       | 普・当     |         |              |         |    |
| 11      |       | 普・当     |         |              |         |    |
| 12      |       | 普・当     |         |              |         |    |
| 13      |       | 普・当     |         |              |         |    |
| 14      |       | 普・当     |         |              |         |    |
| 15      |       | 普・当     |         |              |         |    |
| ← 2cm → |       | ← 2cm → | ← 2cm → | 小計           | 件       |    |
|         |       | 0.5 cm  |         | 合計           | 件       |    |

1.3cm

← 5.1cm → ← 3cm →

← 14.6cm →

参考書式第4号

|   |   |          |   |  |   |
|---|---|----------|---|--|---|
| 国庫送金依頼書 <span style="float: right;">③</span>  |   |          |   |  |   |
| (日付) _____  |   |          |   |  |   |
| 件   | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 25%; height: 20px;"></td><td style="width: 25%; height: 20px;"></td><td style="width: 25%; height: 20px;"></td><td style="width: 25%; height: 20px; text-align: right;">円</td></tr></table> |          |   |  | 円 |
|   |   |          | 円 |  |   |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 50%; padding: 5px;">振込明細表送付日</td><td style="width: 50%; padding: 5px;"></td></tr></table> |   | 振込明細表送付日 |   |  |   |
| 振込明細表送付日  |   |          |   |  |   |
| 上記の金額を貴店へ振り込みましたので、さきに送付ずみの<br>振込明細表のとおり振込をお願いします。  |   |          |   |  |   |
| _____ 御中  | 日本銀行 店  |          |   |  |   |

備 考 日本銀行本支店が使用する場合は、「貴店」とあるのは「貴店当座口」とする。

参 考

国家公務員給与振込事務取扱要領の書式一覧

参 考

### 国家公務員給与振込事務取扱要領の書式一覧

| 書式番号 | 書 式 名 称    | 記 載 の ペ ー ジ    |                |                  |
|------|------------|----------------|----------------|------------------|
|      |            | 本支店依頼先用        |                | 代 理 店<br>依 頼 先 用 |
|      |            | 個 別<br>依 頼 先 用 | 一 括<br>依 頼 先 用 |                  |
| 1    | 振込明細表受領書   | 給 15           | 給 61           | —                |
| 2    | (削 除)      | —              | —              | —                |
| 3    | 国庫金振込不能報告書 | 23             | 71             | 給 43             |